

令和4年度 外部評価（行政評価委員会・市民参加の取組）実施案

1 令和4年度外部評価の基本的な考え方

(1) 外部評価及び市民参加ワークショップの再開

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は中止した行政評価委員会による外部評価を実施する。なお、前年度（令和3年度）事業が評価対象となるが、前年度は外部評価を実施していない為、評価対象事業については、令和2年度・令和3年度の2か年分の実施状況を確認していただく。

併せて、令和2年度・3年度は中止した市民参加の取組（市民参加ワークショップ）も、オンラインを活用して実施する。

（参考）オンラインを活用した市民参加ワークショップの実施案・・・下記3のとおり。

(2) 適切な指標分析、論点整理等を行うための外部コンサルタントの導入

令和3年度に実施した「行政評価制度の在り方検討に係る調査結果報告」において、指標設定が適切に行えていない、活動指標・成果指標の関係が不明瞭、成果指標の進行管理がきちんに行えていない、といった指摘が示されたところ。したがって、評価対象事業の論点整理や、成果指標の実施状況に係る分析等を効果的に行うため、外部コンサルタントを導入し、専門アドバイザーの立場で必要な助言等を行うこととしたい。

併せて、実際に外部評価を実施する中で、評価制度の見直しに向けた更なる検討も併せて実施する。

※外部コンサルタント（専門アドバイザー）実施業務案・・・下記4のとおり。

(3) 持続可能な行財政運営に向けての行政評価の活用

「行政評価制度の在り方検討に係る調査結果報告」においては、予算編成との連動制が不十分との指摘も示されたところ。現在市では、今後10年のまちづくりの基本的な指針となる「第2次まちづくり戦略ビジョン」の策定作業を進めているところであるが、同ビジョンの実行に向けては、事業の積極的な見直しも必須になると考えられる。

したがって、外部評価対象事業の選定に当たっては、通常の手法による選定に加え、事業効果の観点から外部評価の対象とすべきと考えられる事業についても積極的に検討の対象としたい。

※対象事業選定の進め方案・・・下記5のとおり。

2 令和4年度行政評価委員会のスケジュール（案）

| 時期 | 主なスケジュール |
|-----|---|
| 6月 | <p>○第1回委員会：6月3日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長副委員長選任 ・令和4年度外部評価実施案の決定 （市民参加ワークショップ手法・対象施策の選定、外部コンサルタント活用など） ・外部評価の対象施策・事業の検討 <p>○第2回委員会：6月29日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度・令和元年度（一部）指摘事項に対する取組結果の報告 ・外部評価の対象施策・事業の決定 |
| 7月 | <p>○事業所管部局へのヒアリング：7月下旬～8月上旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所管部局からの概要資料提出：7月10日頃に委員に送付 ・委員からの質問事項提出：7月20日頃 ・事業所管部局からの回答提出：7月30日頃 |
| 8月 | <p>○市民ワークショップ：8月下旬～9月上旬 （オンラインを予定）</p> |
| 9月 | <p>○第3回委員会：9月下旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項案審議 |
| 10月 | <p>○第4回委員会：10月下旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価報告書案審議 |
| 11月 | <p>○外部評価報告書手交式：11月</p> |
| 12月 | |
| 1月 | |
| 2月 | <p>○評価結果の公表：2月</p> |
| 3月 | |

※新型コロナウイルス感染症の影響により変更の可能性あり

3 オンラインを活用した市民参加ワークショップの実施案

(1) 実施趣旨

- ・市民生活への密着性が高い事業など、特に市民意見を聞く必要性が高いと考えられる事業について、ワークショップ形式で市民参加の取組を実施。ワークショップの実施後、行政評価委員会は、当該取組による市民議論の結果を踏まえ、最終評価を行うこととしている。
- ・過去の対象施策、テーマは下記の通り。例年、30～50名程度が参加。

| 年度 | 対象テーマ |
|--------|---|
| 平成26年度 | ・防災に関する取組について ・都心のまちづくりについて |
| 平成27年度 | ・スポーツを楽しむ環境づくりと健康づくりの推進 ・ウィンタースポーツの活性化 |
| 平成28年度 | ・みどり豊かな都市づくりの推進 |
| 平成29年度 | ・地域で支える介護（人生90年時代、私たちにできること） |
| 平成30年度 | ・これからの温暖化対策について |
| 令和元年度 | ・子育てと仕事の両立ができる社会について |
| 令和2年度 | ・コロナの影響により中止（市役所本庁舎でパネル展実施） |
| 令和3年度 | ・コロナの影響により中止 |

(2) 令和4年度の実施方針案

ア 実施手法について

- ・コロナの感染状況が見通せないことから、令和4年度はオンライン形式でのワークショップの実施を検討したい。また、デジタル活用が困難な方にも配慮するため、一部、オフラインでの参加も可能とする。なお、オンライン会議の運営等は、業務委託により実施する。

イ 参加者数・参加募集

- ・参加募集は、広報さっぽろ7月号、大学等への掲示等により行うこととし、合計40名程度の参加を想定。なお、オフラインの参加者は5～10名程度とし、先着順とする。

ウ 実施テーマ

- ・これまで、外部評価の対象施策の中からテーマを選定していただいたが、現在、「第2次まちづくり戦略ビジョン」の検討が進められており、同ビジョンにおいて重要概念として定めることを検討中の「ユニバーサル」、「ウェルネス」、「スマート」などからテーマ候補を選定していただくことが効果的と考えられる。
- ・第1回行政評価委員会において、おおよそのテーマ検討を行う必要がある。

【テーマ（例）】

- ・バリアフリーのまちづくり（福祉のまちづくり、安全・安心な道路環境）
- ・健康づくりの推進について（働く世代への健康増進アプローチ、健康寿命延伸など）
- ・行政DXの推進について（行政手続きのオンライン化、デジタルデバインド対策など）

4 外部コンサルタント（専門アドバイザー）の導入検討案

(1) 実施趣旨

- 令和3年度に実施した「行政評価制度の在り方検討に係る調査結果報告」において、指標設定が適切に行えていない、活動指標・成果指標の関係が不明瞭、成果指標の進行管理がきちんに行えていない、といった指摘が示されたところ。したがって、評価対象事業の論点整理や、成果指標の実施状況に係る分析等を効果的に行うため、外部コンサルタントを導入し、専門アドバイザーの立場で必要な助言等を行うこととしたい。

(2) 実施手法

- 外部コンサルタントを担える業者等を選定し、委託契約を締結。
第2回委員会で評価事業が決定した後、アドバイスを依頼する。

(3) 実施依頼業務案

| 項目 | 概要 |
|----------------------|--|
| 評価対象施策・事業についての論点の明確化 | 行政評価委員会において評価対象として選定された事業について、委員会の議論の前提となる論点を以下のような観点から助言していただく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策や事業が課題の解決や目的の実現につながるような取組となっているか（ロジックモデルを作成した場合につきながりがあるか）。 ・ 施策や事業が必要性、有効性、効率性等の観点から妥当な取組であるか。 ・ 施策や事業の進行管理を行う上で適切な指標が設定されているか。 |
| ヒアリングに向けた質問整理 | 事前文書質問について専門アドバイザーの視点から必要な質問を洗い出す。 |
| 指摘事項協議に係る支援 | より効果的な指摘事項となるよう、論点整理や必要な助言をしていただく。 |
| 行政評価調書の見直しに向けた支援 | 前年度実施した調査と、今年度実施する行政評価を踏まえ、更に改善すべき点や見直しすべき点などの助言をしていただく。 |

5 対象事業選定の進め方

(1) これまでの対象事業の選定手法について

・近年は、下記①～③の考え方にに基づき、アクションプランの施策の中から、事業の選定を行っていただいている。

- ①市民生活に直結する優先度の高い施策・事業
- ②急激に変化する社会環境において、未来志向の事業運営が求められる施策・事業
- ③直近3年間で行政評価の対象となっていない施策・事業

| 年度 | 対象施策 | 対象事業 |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 平成30年度 3施策 15事業 | 施策 3-1 地域活動を活発化する環境づくり | 町内会活動総合支援事業、地域まちづくり人材育成事業 など |
| | 施策 3-2 地域マネジメントの推進 | まちづくりセンター地域自主運営推進事業 など |
| | 施策 8-3 市民・企業による環境負荷低減の取組の推進 | 温暖化対策推進事業、さっぽろスマートライフ推進事業 など |
| 令和元年度 4施策 21事業 | 施策 4-2 魅力あるまちづくりと観光振興の一体的推進 | 歴史的資産活用推進事業、札幌交響楽団運営補助事業、文化財施設保全事業 など |
| | 施策 5-1 世界の活力を取り込む国際戦略の積極展開 | 海外進出企業育成支援事業、有望産業海外展開ビジネス支援事業 など |
| | 施策 6-2 誰もが活躍できる社会の実現 | 女性社員の活躍応援事業、札幌市シルバー人材センター運営費補助事業 など |
| | 施策 9-6 多様な交流を支える交流拠点 | 札幌ドーム保全事業 など |
| 令和2年度 3施策 11事業 | 施策 2-2 子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくり | 子どものくらし支援コーディネート事業、ひとり親家庭等自立支援給付事業 など |
| | 施策 5-2 創造性を生かしたイノベーションの誘発 | NoMaps 支援事業、IT利活用ビジネス拡大事業 など |
| | 施策 6-1 将来を担う創造性豊かな人材の育成・活用 | 札幌 UI ターン就職支援事業、教育の情報化推進事業 など |
| 令和3年度 | コロナの影響により中止 | |

・例年、第1回委員会において、関心のある「施策」を複数選定いただいている。そのうえで、「施策」中に該当する事業群については、第2回委員会の一週間前をめどに委員会に提示させていただき、対象となる事業は、第2回委員会にて正式に決定していただいている。

(2) 令和4年度行政評価における事業選定の考え方

ア これまでと同様の手法による施策・事業の選定

カテゴリー1

- ・近年の施策、事業の抽出の手法と同様に、既存のアクションプランの施策の中から、委員会の議論により、対象とする施策・事業を一定程度（1～2施策、5事業程度）選定していただく。

（参考）アクションプラン2019における直近3か年外部評価実施状況・・・資料2-1

アクションプラン2019 施策体系別の主な事業・・・資料2-2

イ 事務局からの対象候補事業の提案

- ・予算編成との連動性の発揮、事業効果のチェックをより詳細に行う観点から、過年度の評価調書等をもとに、外部評価の対象とすべきと考えられる事業群についての提案を事務局より行うこととしたい。

○対象事業検討の進め方

カテゴリー2

- ・令和2年度の行政評価調書を元に、各事業所管部局が設定する活動指標、成果指標の達成度が70%未満の事業などを17事業抽出したところ。コロナの影響も含まれるが、この中から関心のある事業を一定程度選定いただく。

（参考）令和4年度評価対象候補事業一覧表（令和2年度評価調書における指標達成度70%未満の事業一覧表）・・・資料2-3のとおり。

カテゴリー3

- ・事務局にてさらに、活動指標、成果指標の達成度が70%以上でも、時代背景等から見直しが必要と考えられる施策、事業の抽出作業を進めているところ。これらの事業群については、第2回行政評価委員会の一週間前あたりに提示させていただき予定であり、カテゴリー2の事業群とあわせ、この中から関心のある事業を10事業程度選定いただく。

ウ 事業選定までのスケジュール感

| 時期 | 実施概要 |
|----------------------|---|
| 第1回行政評価委員会 (6/3) | <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリー1により、委員会の関心のある施策を1～2程度ピックアップしていただく。（具体的に、各施策にどのような事業があるかについては、6/22頃に提示させていただく。） ・ カテゴリー2により、委員の関心のある事業などについて意見交換していただく。 |
| 6/22頃 | <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリー3により、事務局より対象候補事業について各委員に連絡させていただく。 |
| 第2回行政評価委員会 (6/29) | <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリー1の事業群から5事業程度、カテゴリー2およびカテゴリー3の事業群から10事業程度（合計15事業程度）を委員会として決定していただく。 |

参考資料 ～行政評価（外部評価）について～

(1) 評価の位置づけと目的

札幌市自治基本条例、札幌市行政評価実施要綱に基づく外部評価として、行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、札幌市行政評価委員会による評価を実施する。

＜（抜粋）札幌市自治基本条例 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。＞

(2) 評価対象事項

前年度に実施した予算小事業とその上位目的である施策を対象とする（札幌市行政評価実施要綱第2条第4号）。

(3) 評価の視点

- ア 必要性 施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な事業等か、また、必要性は薄れていないか。
- イ 有効性 事業等の効果は十分に発揮されているか。また、事業の成果は、施策目的の達成に貢献し、市民生活へ寄与しているか。
- ウ 効率性 施策目的を達成するために効率的な手法により事業等が実施され、必要な場合には市内部の連携は十分に図られているか。
- エ 担い手 事業等の担い手について、事業等の効果の発揮の観点から客観的に妥当なものか。
- オ 事業水準 施策目的や社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の水準は妥当なものとなっているか。
- カ その他 その他委員が必要と判断した視点。

(4) 評価の方法

施策や事業に関する資料を用いながら、所管部局へのヒアリングを行い、上記評価の視点に基づき、評価を行う。評価結果について、委員会としての最終報告書をまとめ、市長に手交する。

(5) 指摘事項のフォローアップ

行政評価委員会による過年度の指摘事項に関し、事業所管局によるその後の対応等について、その状況を評価（フォローアップ）する。